

※本仕様書は受託事業者選定のための公募時点のものであり、実際の仕様書は受託候補者選定後の協議により決定します。

巖流島観光拠点化基本構想作成業務仕様書

1 業務名

巖流島観光拠点化基本構想作成業務

2 業務目的

本業務は、令和7年度「巖流島観光拠点化基礎調査業務」の結果を踏まえ、巖流島の整備に関する基本構想を取りまとめることを目的とする。

3 業務内容

巖流島観光拠点化基本構想の作成及び必要な調査等の付帯業務

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

5 基本構想に盛り込む内容

(1) 現状の把握と課題

- ア. 巖流島及び周辺の基本情報（地勢、経済等）
 - ・ 巖流島の歴史、近況、現況等を含めて記載すること。
- イ. 基礎調査結果の概要
 - ・ 規制、制約となる事項等を中心に記載すること。
- ウ. 課題となる事項とその対応方法
 - ・ 課題について項目ごとに対応方法を記載すること。

(2) 整備の方向性

- ア. 目指す姿としての理想的な将来像
 - ・ コンセプト、テーマ設定、ターゲット等を記載すること。
- イ. 必要な機能、整備規模の検討
 - ・ 休憩場所、展望場所等、必要と考えられる機能や規模、配置案等を記載すること。
- ウ. インフラ整備の検討
 - ・ 電気、給排水、ガス、通信について、検討案を記載すること。
- エ. モデル事業案
 - ・ モデル事業案を作成し、文字情報のほか、予想図も作成すること。

オ. 周辺地区との連携方策の検討

- ・唐戸地区、彦島地区、下関駅周辺等の近隣地区のほか、関門地区等の広範囲な連携方策も記載すること。

(3) 整備及び管理運営手法の検討

ア. 施工計画

- ・インフラ及び施設整備について、その手法や、期間等を記載すること。

イ. 整備・運営スケジュール案

- ・工程表モデルを作成し、優先して整備を行うもの等、段階的な整備についての考え方も併せて記載すること。

ウ. 概算事業費及び運営費検討

- ・整備費の試算及び維持管理費、運営費等の試算を記載すること。

(4) 関係者等とのヒアリング・サウンディング内容

ア. 公的機関等へのヒアリング内容

- ・必要な関係機関にヒアリングを行い、具体例を交えて規制・制約等を把握の上、記載すること。

イ. 地元団体等へのヒアリング内容

- ・地元自治会、まちづくり団体等との意見交換内容を記載すること。

ウ. 民間事業者等へのヒアリング・サウンディング内容

- ・観光関連団体、商業関連団体等との意見交換内容を記載すること。

エ. ワークショップにおける意見・提案等

- ・一般市民や有識者を対象としたワークショップの開催、又はアンケート調査を実施し、巖流島に期待する内容等の意見を記載すること。

6 留意事項

- (1) 基礎調査により判明している規制、条件等を踏まえた内容とし、適合見込みを併せて示すこと。また、正式な協議等が必要で構想作成時点で判断できないものについては、どの部分に判断が必要か等を示すこと。
- (2) 複数の土地所有者及び、管理者がいるため、整備箇所等を示す場合は了承の得られた範囲内とすること。
- (3) 整備に伴い開発許可が必要と考えられるため、必要性の有無、許可取得の見込みやその考え方等を示すこと。また、整備に伴うその他許可申請、届出等が必要になるものについても、許可が必要な場合はその見込みも併せて考え方を記載すること。
- (4) 海底ケーブル・管路敷設等について、漁業権の有無確認等、漁協等関係者との事前協議が必要と考えられるため、協議先、必要となる協議内容等を整理すること。

- (5) 関係機関等とのヒアリングについては、必要な協議先、協議事項、想定手続、想定期間及び留意点を整理するとともに、公表可能な範囲を必ず確認すること。
- (6) 本業務における概算事業費は、設備の限られた無人島であることを十分に考慮の上、算定根拠及び前提条件を明示し、試算すること。
- (7) インフラ整備案を検討する際に、潮流発電等の補助的発電方法も併せて検討すること。
- (8) ヒアリング、サウンディングについて、相手方とは広範囲な意見交換を行うとともに、公表可能範囲を必ず確認すること。
- (9) 打合せ内容は、その都度、協議録として提出すること。

7 中間報告

1 2月及び3月の議会において本業務内容の中間報告を行う予定のため、1月中旬までに素案の一部、2月中旬までに基本構想（素案）を提示すること。

8 成果品

(1) 提出物（紙・電子）

- ア 基本構想製本版（30～50ページ程度）30部及び電子データ
- イ 基本構想概要製本版（4～8ページ程度）30部及び電子データ
- ウ 計画図一式（A3サイズ）及び電子データ
- エ 概念図（A3サイズ）一式及び電子データ
- オ 打合せ協議録一式
- カ その他必要資料一式及び電子データ

※計画図・イメージパースは基本構想報告書に含めても構わない。

(2) 電子データ形式（原則）

- ・文章：PDF＋編集可能形式（Word等）
- ・説明資料：PowerPoint等（編集可能なもの）
- ・図面：PDF＋編集可能形式（CAD等）

(3) 部分引渡し

受注者は、市が指示し、これに同意した場合には、履行期間中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

9 成果品の所有権及び著作権等

成果品の所有権及び著作権等の権利については、全て市に帰属するものとし、市の承諾なしに使用及び公表してはならない。

なお、第三者の権利を含む素材等を使用する場合は、受託者の責任において適法に処理すること。